

大口町告示第113号

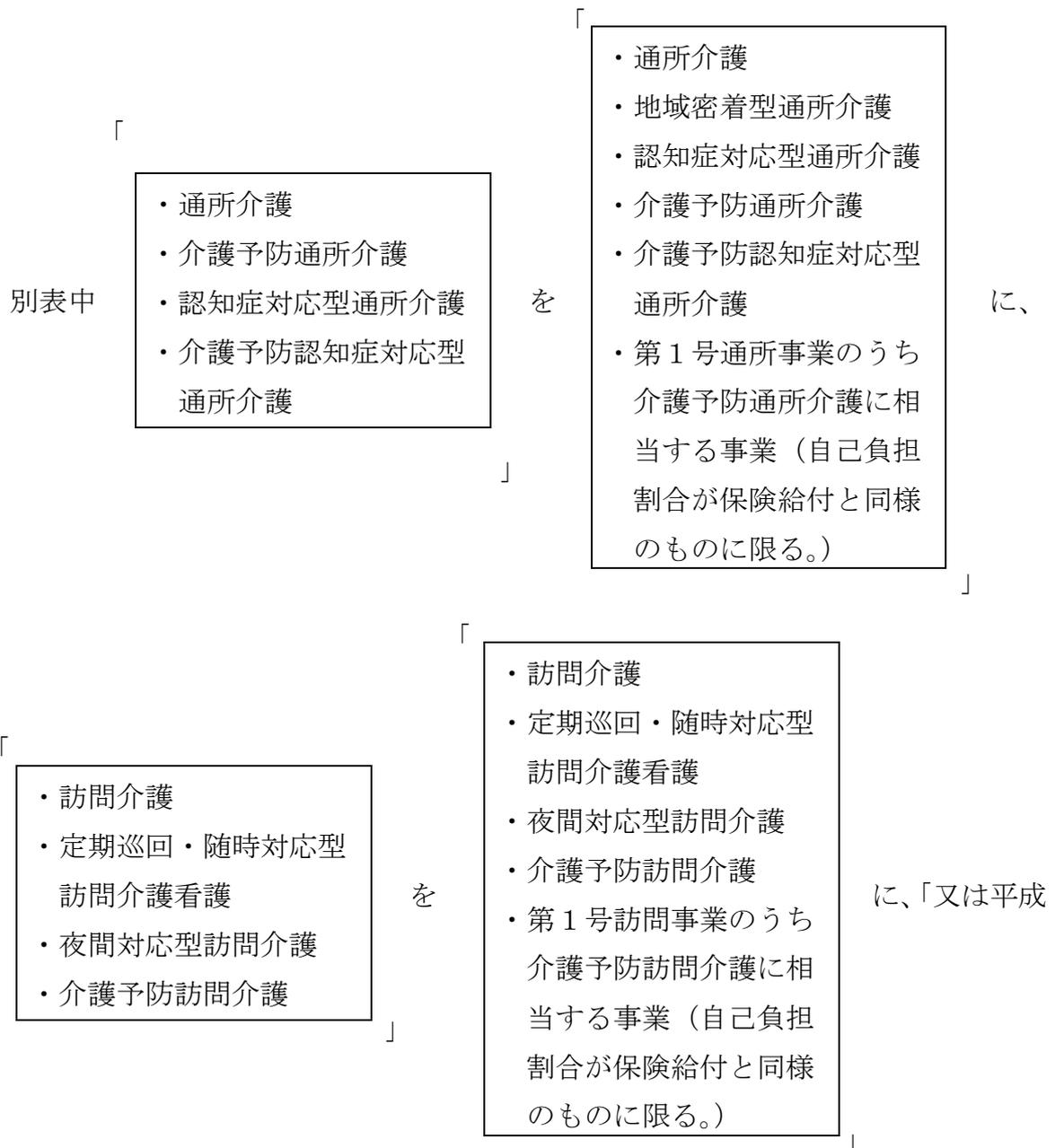
社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業
費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交
付要綱（平成17年大口町告示第124号）の一部を次のように改正する。



26年4月1日」を「、平成26年4月1日又は平成27年4月1日」に改め、同表に次のように加える。

※4 短期入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。